

		流域治水協議会	大規模氾濫減災協議会
対象期間		河川対策については、河川整備計画対象期間	H29～R3の5ヵ年(緊急行動計画対象期間)
協議会の位置付け		総力戦で挑む防災・減災プロジェクト	水防法第15条の10に基づく法定協議会
目的		水害の激甚化・頻発化に備えた流域全体で水害を軽減させる治水対策の計画的な推進	想定最大規模降雨により河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減
主な対策		戦後最大規模の洪水などの具体的な目標に対する治水対策	水害発生後の被害の軽減に向けた対策
実施方針		<ul style="list-style-type: none"> <li>当該河川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討</li> <li>河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む「流域治水プロジェクト」の策定・公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>洪水浸水想定区域等の現状の水害リスク情報の共有</li> <li>実施している現状の減災に係る取組状況の共有</li> <li>浸水被害軽減を実現するために実施する取組事項についての協議・共有</li> </ul>
関係法令		—	水防法第15条の9及び第15条の10
取組事項	河川における対策	1)河川に関する対策 国や都道府県等の河川整備計画に基づき進められている河川整備やダム建設の状況等の確認・点検	①円滑かつ迅速な避難のための取組 ①-3円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項 ・危機管理型ハード対策 ・河川防災ステーションの整備 等 (※ソフト対策に資する対策)
	流域における対策	2)流域に関する対策 以下の事項について、これまでの取組の状況等の共有と連携して実施する具体的な施策の検討 ①下水道に関する対策 ・雨水貯留施設、排水施設の整備、施設の耐水化等 ②流出抑制に関する対策 ・防災調整池等の雨水貯留・浸透施設の整備 ・民間事業者や住民による流出抑制対策(建物内貯留や各戸貯留等)への支援 ・自然地の保全 ③土地利用や住まい方に関する対策 ・災害危険区域の指定や、土地利用規制・誘導 ・家屋移転、宅地かさ上げ 等への支援 ④浸水拡大抑制に関する対策 ・盛土構造物の保全、二線堤整備 ⑤利水ダムに関する対策 ・事前放流の実施及び洪水貯留のための放流管等の整備	③氾濫水の排除、浸水被害軽減に関する取組 ・排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等の共有・連絡体制の構築 等
	ソフト対策	3)避難・水防等に関する対策 情報伝達、避難計画、水防に関する事項等、大規模氾濫減災協議会における取組の状況等の確認・点検	①円滑かつ迅速な避難のための取組 ①-1情報伝達、避難計画等に関する事項 ・洪水における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミングの確認 等 ①-2平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項 ・浸水想定区域の早期指定、浸水想定区域図の作成・公表 等 ①-3円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項 ・洪水予測や水位情報の提供の強化 等 ②被害軽減のための取組 ②-1水防体制に関する事項 ・重要水防箇所の確認 等 ②-2多様な主体による被害軽減対策に関する事項 ・災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実 等 ④防災施設の整備等 ・重要インフラの機能確保 ⑤その他 ・災害時及び災害復旧に対する支援強化 ・災害情報の共有体制の強化

【概念イメージ】

